（目的）
第１条　発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別紙「令和８年度自治会掲示板作製及び配送業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約書及び仕様書等を内容とする業務（以下「委託業務」という。）を履行しなければならない。
（権利義務の譲渡等の禁止）
第２条　受注者は、この委託業務によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。
（再委託の禁止）
第３条　受注者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得て委託業務の一部を第三者に委託する場合は、この限りではない。
２　前項ただし書の規定により、受注者は、委託業務の一部を第三者に委託する場合は、その内容を明確にした書面を発注者に届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。
（検収）
第４条　受注者は、業務完了届を頭書に定める契約期間内に発注者に提出し、その検収を受けなければならない。
２　受注者は、前項の検収に合格しないとき又は手直しを指示され検収の結果を保留にされたときは、発注者が指定する期日までに改善し、再度検収を受けなければならない。
（契約金額の支払）
第５条　受注者は、前条に規定する検収に合格したときは、発注者に契約金額の支払を請求することができる。
２　発注者は、前項の規定により、受注者から適正な請求書を受理した日から３０日以内に相模原市指定金融機関において契約金額を支払うものとする。この場合において、契約保証金の納付があるときは、併せて返還するものとする。
（危険負担）
第６条　契約物件納入前に発注者受注者双方の責に帰すことのできない事由により、当該物件に生じた損害はすべて受注者の負担とする。
（契約不適合責任）
第７条　契約物件の契約不適合責任期間は、検査を完了した日から１年とする。
２　発注者は、契約不適合責任期間中、受注者に対して、契約物件の不適合の補修（他の良品との交換を含む）、又は不適合の補修に代えて、若しくは補修とともに、その不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その不適合が、天災その他の不可抗力に起因したと発注者が認めたときは、この限りでない。
（履行遅滞の場合の違約金）
第８条　受注者の責めに帰すべき事由により、納入期限までに契約物件を納入しないときは、受注者は、発注者に対して違約金を支払わなければならない。
２　前項の違約金は、遅延日数に応じ契約金額につき年３．０パーセントの割合で算出した額と

する。

（契約保証金）

第９条　受注者は、契約金額の１０分の１以上を発注者に支払うものとする。ただし、相模原市契約規則第３４条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

（納入期限の延長）

第１０条　受注者は、天災地変その他の正当な理由により納入期限までに納入を完了できないときは、発注者に納入期限の延長を請求することができる。その延長日数は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

（守秘義務）

第１１条　受注者は、委託業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

２　受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

（契約内容の変更）

第１２条　発注者は、契約締結後に必要がある場合には、受注者と協議の上、契約内容を変更することができる。

２　前項の場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、書面によりこれを定めるものとする。

（損害賠償）

第１３条　受注者は、故意又は過失により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

２　受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が第三者へ損害を与えた場合は、受注者がその損害を賠償しなければならない。

（発注者の契約解除権）

第１４条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）受注者の責めに帰すべき事由により、契約を履行する見込みがないと明らかに認められたとき又は契約の履行を怠ったとき。

（２）受注者が、この契約に違反し、契約の目的が達せられないとき。

（３）受注者が、この契約の履行について、不正行為をしたとき。

２　前項の規定により契約の解除をした場合において、第４条の規定に基づき検収に合格した物件についての所有権は発注者に帰属するものとし、発注者はその出来形部分に対する契約相当額を受注者に支払わなければならない。

３　第１項の規定により契約が解除されたときは、受注者は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

（暴力団等排除に係る発注者の解除権）

第１５条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除すること

ができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号。以下本条及び第１６条において、「条例」という。）第２条第４号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

（２）受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号。以下本条において、「県条例」という。）第２３条第１項に違反したと認められるとき。

（３）受注者が、県条例第２３条第２項に違反したと認められるとき。

（４）受注者が、条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、第９条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第１６条　受注者は、契約の履行に当たって、条例第２条第２号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

２　受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

３　受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

４　受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

（受注者の契約解除権）

第１７条　受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。

２　前項の規定により、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。その場合における損害賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（契約の費用）

第１８条　この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（疑義の解決）

第１９条　仕様書又はこの契約書に定めのない事項及びこの契約について疑義が生じたときは、発注者及び受注者で協議して解決を図るものとする。